

平成 30 年度第 2 回日野市公契約審議会議事概要

開催日時場所	平成 30 年 8 月 9 日（木） 午後 6 時 30 分～午後 8 時 00 分 日野市役所 1 階 101 会議室		
出席委員	会 長 西浦 定継 （学識経験者 /明星大学理工学部教授） 副会長 小池 孝範 （学識経験者 /かたくり法律事務所） 委 員 佐藤 博司 （事業者団体関係者 /日野市商工会建設業部会部会長） 委 員 亀山 孝一 （事業者団体関係者 /日野市商工会理事） 委 員 三角 幸太郎 （労働者団体関係者 /全建総連東京都連日野地区協議会） 委 員 伊羅胡 和哉 （労働者団体関係者 /連合三多摩ブロック地域協議会南多摩地区協議会）		
次第 1. 開会 2. 議事 （1）労働報酬下限額の設定について （2）手引きについて （3）制度説明会について（9月開催） （4）その他 3. 閉会			
質問・意見		回答・結果	
2 議事 （1）労働報酬下限額の設定について ・ダンピング受注防止の取り組みである「低入札価格調査制度」の調査基準価格と最低制限価格は同じ額なのか。同じであれば最低制限価格を下回っても調査の上で落札となれば、ダンピング受注に繋がるように感じる。 ・低入札価格調査制度は公契約とは別の話となるが、最低制限価格を下回っていても受注できる制度となると労務単価にも関わってくるので、公契約の労働報酬下限額にも繋がる大変重要な話であると思う。 公契約を制定するに当たり、労務単価が上がれば設計価格も上がってくると思う。この設計金額の見直し等も含めて「低入札価格調査		・最低制限価格の算出については中央公契連のモデルを採用していますが、調査基準価格と同様となります。 ・低入札価格調査制度は、まだ検討段階です。	

制度」の整備も市の責務となると思う。

・日野市の総合評価方式の実施状況において、労務単価の支払（８０％）を達成できなかった最低の率が２２．６％ということは、例えば労務単価１万円に対して２，２６０円の支払いだったということか。

・総合評価方式の案件において、労務単価の支払（８０％）を下回っていた場合には、それが何％であっても加点評価されないというだけということか。

・今後は、公契約条例対象案件であれば必ず申請しなければならないということか。

・平成２９年度に総合評価方式で実施した案件（１千万円以上）のうち、全体の半数しか労務単価に加点申請していない。この状況を公契約条例に置き換えれば、半数ほどは契約不調になるということが読み取れるが、他市の状況はどの様になっているのか。

・労務単価の支払（８０％）を達成できなかった最低の率２２．６％という数字をみるとやはり、何らかのダンピング防止策は必要だと感じるが、公契約については１億円以上の工事が対象となるので労働報酬下限額の設定は９０％で良いと改めて思う。

・最低制限価格の算出式で、労務単価を含めた直接工事費が９５％となっているため、計算根拠として整合性が取れなくなると思うが問題ないのか。

労働報酬下限額は何％でも良いが、決定した根拠をきちんと事業者の説明しないと納得しないと思う。ただ、労務単価を含めた直接工事費が９５％となっているのは、あくまで最低制限価格を求めるための割合であって、労

・意味合いとしては、その通りです。なお、加点申請しなかった場合はチェックをしていないため、実際の率は把握しておりません。

・その通りです。

・入札に参加する事業者は必ず達成しなければいけないということです。

・他市の状況をとの話があったが、多摩市の審議会の議事録では不調が増えたということはなく、落札率も公契約導入前は６０％台で推移していたが、近年は９０％程で推移しているはず。

働報酬下限額との割合に整合性がなくても問題ないと思う。

・事業者側としての負担は増えると感じている。労働者の環境を整備するための社会保険の加入もあり、当然、品質は確保しないといけない。その中で、労務単価もここまで設定しなさい。となると、がんじがらめになり、入札を回避したり、自転車操業に陥って会社の運営ができなくなるようなことが危惧される。そういったことも踏まえて労働報酬下限額を決定し、根拠についても示して欲しい。

・事業者は公契約についてのイメージが湧かないと感じる。前回の説明会では調査制度に話が向いてしまったので、イメージできるような取組が今後あると良い。

・前回の会でも発言したが、１億円以上の工事の落札率が９０％以上の高水準で推移していることに着目すれば労働報酬下限額は９０％で適当と考える。

・働き方改革ということで、「労働環境を上げるという意味合いの根拠」ということにはなると思う。

・落札率が高水準で推移している１億円以上の工事案件が対象ということであれば問題は発生しないという判断から９０％とする根拠としても良いと考える。

・今後、問題が発生したら、その時に審議会で審議すれば良い。

・実際の受注状況から決めたということでもあり、整合性も取れる。今後、事務局から説明会等で事業者に向けて説明してもらえれば良い。

・ 予定価格が１億円以上であれば落札率は高水準だが、１億円未満の案件は落札率が下がるという認識は持っていた方が良い。

・ 未熟練者の設定については、前回の審議会の中で「軽作業員の単価でカバーできるのではないか」ということだったと思う。積算において軽作業員の単価をほぼ使うことがなく、熟練者の単価で積算しているのであれば、実際の現場に未熟練者が数名入ったとしても軽作業員の単価でカバーできると思う。よって、敢えて未熟練者の単価を設定する必要は無いと考える。

・ 全体の作業員に対する軽作業員の割合についての制限が必要ではないか。

・ ある程度の割合を決めておく必要があると思う。

・ この割合については、１０月以降の次回に決めれば良いのか。

・ 目安は決めておかないといけないと思う。全体の作業工程によって違ってくると思うが、主軸でない軽作業員が５０％では多すぎるが、２０％だときついのかと思う。

・ ３０％くらいが妥当と思う。工事や業種によって違いはあると思うが、業者には目安を示しておかないといけない。スタートしてから業種等によつての割合を見直しながら決めていけば良いと思う。ただ、どれだけ高くても５０％はいかないと思う。

・ 前回の審議会で未熟練者は設定せず、軽作業員でカバーするということで決定済みではなかったか。

・ 本日、ここで決める必要があります。

・ 前回、意見として出ていましたが、結論としては至っていないので、改めて議論いただきたいと思います。また、未熟練者を設定せず軽作

・ 軽作業員の労務単価以下の見習のような人は下限額を下回ってしまうため、対象の工事現場では使えない。ということなれば、未熟練者の設定がやはり必要ではということになるのか。 ・ 未熟練者と軽作業員の業務というものは、それぞれ違うものなのか。 ・ 軽作業員として雇うことはあまりないと思うが、入職したばかりで作業効率が良くない人を軽作業員としての賃金で支払えるということなら問題ないと思う。 ・ 会社では社員の賃金に対して取り決めがあるので、普通の会社であれば高卒の新入社員に対して軽作業員の賃金を支払うことはできない。よって、対象案件の現場では使えないということになる。だからと言って未熟練を設定するとすると、また違う決め事を作らないといけない。 ・ 未熟練を設定しないとしても、軽作業員の割合は決めておくべきだと思う。 30%以内、若しくは未満で切ってはどうか。 ・ 会社としては未熟練の人間を今後に向けて育てていきたいという思いもあるため、現場に入れていかないと熟練工が育っていかない。そのような人間を現場で使いたいとなると30%未満とするのではなく、目安としておいて、超えた場合は説明できれば良いとい	業員でカバーするとなった場合ですが、先程、労働報酬下限額は労務単価の90%という意見がありましたので、軽作業員の1時間当たりの労務単価は1,632円となります。いわゆる手元と呼ばれる方についての支払賃金はこの額でクリアできるのでしょうか。
---	--

うことでどうか。 ・ 30%未満と決めておいて、「それを超えたら調査対象」というように、どこかで釘を刺しておかないといけないと思う。 ・ 「原則30%未満。ただし、超えた場合は調査の対象」ということ。たとえ、40%だとしても理由が説明できれば良い。30%未満であれば調査の対象外ということ。市の積算についての問題は無いかな。 (2) 手引きについて ・ 軽作業員の割合「原則30%未満」の文言については検討し、適切な箇所へ記載すること。 ・ 周知する際のポスター掲示等についての記載があるが、事業者で準備するように読み取れるので、市の主導で事前に準備して欲しい。公契約対象工事についてのステッカーを市で作成してもらえないだろうか。 ・ 熟練・未熟練の設定がなくなるのであれば、一部表現を変える必要がある。 (3) 制度説明会について（9月開催） ・ 10月施行なので、複数回の開催は難しいと思う。 ・ この説明会で「低入札価格調査制度」の話は出すのか。	・ 工事主管課からは適正に工事が完了していれば割合等については影響しないということを確認しています。 ・ ご意見としてお預かりし、検討したいと思います。 ・ 労働者の区分がなくなるため、整合が取れるように修正します。 ・ 7月に行った説明会と重なる部分もありますが、「手引きについて」と「公契約とは」という2本立てで説明会を開催したいと考えております。9月上旬に行う予定ですが、1回若しくは、2回の開催ができれば良いと考えております。周知方法については、引き続き商工会の協力をお願いしたいと思っております。 ・ 出しません。公契約条例に絞った形で行います。
---	--

(4) その他	・会長から市長宛てに手渡す「答申書」を作成する必要がありますので、8 月中に西浦会長と文面について詰めさせていただきます。 ・10 月 1 日号の広報に公契約条例施行についての記事が掲載される予定であることをお伝えいたします。
----------------	--